

2023 年 3 月 1 日

ゴルフ場事業者各位

一般社団法人 日本ゴルフ場経営者協会
公益社団法人 日本パブリックゴルフ協会

「マスク脱着」・「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン（第9版）」の改定について

平素より、新型コロナウイルス感染防止対策の推進にご協力を賜り、感謝申し上げます。

政府は、2023年2月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」及び基本的対処方針を変更により、3月13日（月）から感染対策としての「マスク着用」に関し、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることを決定いたしました。

この決定により、マスクの着用は個人の判断に委ねられますが、他方、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることも許容されることにもなっています。

したがって、「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」のマスクに関する記述は3月13日をもって削除いたしますが、その後のマスクの脱着については、政府の「マスク着用の考え方の見直し等について」をご参照の上、適宜ご判断下さいますようお願い申し上げます次第です。

尚、政府は、高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐために、「医療機関を受診する時」・「高齢者施設への訪問」・「通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時（概ね全員の着席が可能である新幹線・通勤ライナー・高速バス等を除く。）」等を「マスク着用が推奨されるケース」として掲げています。

政府は、新型コロナウイルスの感染法上の分類を5月8日に「5類」に引下げることを決定しておりますので、今後、感染対策からの段階的な移行により感染防止ガイドラインも廃止する予定でございます。感染防止ガイドラインは、2020年5月の初版から第9版までの改定を実施して参りましたが、ゴルフ場事業者各位のご協力により「安心・安全なプレー環境」を実現することが出来ました。

残すところ2ヶ月余となりましたが、3年に亘る感染防止対策等へのご尽力に感謝申し上げますとともに、関係者各位の更なる発展をご祈念申し上げます。

敬具

記

資料1 新型コロナウイルス感染対策の基本的対処方針

（新型コロナウイルス感染症対策本部決定 2023年2月10日）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20230210.pdf

資料2 マスク着用の考え方の見直し等について

（新型コロナウイルス感染症対策本部決定 2023年2月10日）

https://corona.go.jp/news/news_20230210_01.html

以上

ゴルフ場従業員の「新型コロナウイルス感染防止対策」

【目的】

- ◆ 従業員一人一人の健康リテラシーの向上による「新型コロナウイルス感染症対策」が、本人を含めた大切な人の命を守ることになるとの共通認識を会社と従業員が共有する。
- ◆ 日常的な健康管理（個人情報管理を厳守し、体温測定記録や体調の告知記録等）を時系列的に記録し、会社と従業員の双方が共有することにより、体調の変化等に早期に的確な対応が可能となるようにする。
- ◆ 「新型コロナウイルス感染症」の予防措置としての行動変容を理解させ、日常の業務遂行時の行動の習慣化を図る。

【具体的施策チェックリスト】

1. 日常の健康管理と対処方針

- 健康管理に万全を期すため、毎日の「体温測定」と「体調記録（自己診断で可）」を「記録管理」する。（個人情報として、厳格に管理することを前提に社内のコンセンサスを得る）
- 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱や倦怠感、咽頭痛、咳など軽度の体調不良を訴えた場合は、抗原簡易キットを活用した検査を促し、陽性の高い場合は、自宅で休養し、出社を控えることや、速やかに医療機関の診療を受けることを勧める。
自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡する対応も可能であることを伝達する。
抗原簡易キットの購入について（※3）
- 発熱等の風邪症状の自覚を感じた場合は、直ちに報告させ、休暇を取得するよう勧める。
ルール化すると共に職場風土を醸成する。
- 通勤手段や時間帯等について相談の上、配慮する。（車や自転車通勤の奨励する）
- 安全衛生委員会、衛生委員会等において会社と感染予防策を協議し、会社と従業員の意志疎通を図るとともに、必要な予防策は躊躇なく実施する。

2. 業務遂行に関しての服務規律

- 「手洗い・手指消毒」を一定時間内や必要に応じて励行するよう習慣化する。
- 「咳エチケット」の習慣化する。
- ユニホーム等の洗濯は、こまめに実施する。

3. 執務室、休憩スペース、従業員用トイレ等の使用注意と管理

- 執務室等の机・椅子・パソコン・電話・コピー機等は、定期的に消毒を実施する。
特に、業務終了後、他の人と共用するテーブル・椅子・階段手摺・ロッカーノブ・ドアノブ等は、業態を踏まえた適度な頻度で消毒する。
- 休憩スペースにおける行動も注意する。気が緩む場所だけに特に注意が必要。
（具体的）従業員同士でも「人と人が触れ合わない距離での間隔」を確保するよう努める。
休憩室の換気は常に実施する。（※1）
共有する物品（テーブル、椅子等）は、業態を踏まえた適度な頻度で消毒を実施する。（※3）
入退出前後に手洗いをを行う。
- 従業員用トイレの清掃にも配慮する。
座面は、使用の都度消毒を実施し、次の使用者に配慮する。
「ペーパータオル」「個人用タオル」を使用する。
床面を清掃消毒する。

4. 罹患者が発生した場合の対処方針を事前に確認

- 同一世帯内で感染者が発生した場合は、全ての同居者が保健所によって濃厚接触者と特定される。待機期間は、原則5日間（6日目解除）だが、2・3日目の「抗原簡易キット」で陰性が確認された場合には、3日目から待機を解除することが可能。尚、解除後も7日目までは感染対策の徹底を継続する。同居者が罹患した場合は、直ちに所属長に報告を行い、休暇取得等を実施する。
- 従業員が陽性者等であると判明した場合は、速やかに会社に報告する。
(会社の健康情報の取扱いについては、必要最小限の関係者に限るものとする。)
- 会社は保健所との連絡担当者を決定し、保健所との連携が必要となった場合に備える。
(陽性者の勤務状況、座席表、フロアの見取り図を準備)

【注記】

- ※1 換気徹底による密閉回避・保温
 - ・適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気の徹底
(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上)
 - 換気に加えて、CO2測定装置の設定(室内の複数個所に測定し、換気が不十分となりやすい場所)と常時モニター(1,000ppm以下)の活用を検討。
- ※2 抗原簡易キットの購入にあたって
 - 抗原定性検査については、厚生労働省の薬事承認した抗原検査キットを利用する。また、厚生労働省のWebサイト「新型コロナウイルス感染症に関する検査について」等を参照のこと。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00132.html
- ※3 消毒方法については、例えば厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。

ゴルフ場運営・管理上の「新型コロナウイルス感染防止対策」

【目的】

- ◆ 「三つの密」により感染拡大の原因となる可能性が高いと指摘されている「レストラン」について、回避方法を示す。
- ◆ 「人と人との接触」により感染拡大の原因となる可能性が高いと指摘されている「ロッカールーム」について、回避方法を示す。
- ◆ ゴルフ場特有の施設としての「乗用カート」により感染拡大が発生しないよう、防止対策を示す。
- ◆ 「クラブハウス」及び「ゴルフコース」内での感染拡大防止対策を示す。

【具体的施策チェックリスト】

1. 「ロッカールーム」及び「フロント受付」・・・人と人との接触防止

- 「フロント受付」については、「人と人とが触れ合わない距離での間隔」を明示する。
- 「使用ロッカー」をスタート時刻に応じて間隔を取るなど工夫を行い、「人と人とが触れ合わない距離での間隔」を確保する。

2. クラブハウスの管理・清掃等で実行すべき事項

- クラブハウスは、窓を開放して定期的に換気を実施する。(※1)
寒冷的な場面では、室温が下がらない範囲で常時窓を少し開ける等の工夫をすること。
- 消毒液をプレーヤーの導線に沿ったポイント「玄関・コースへの出入り口・トイレ・食堂・ロッカールーム出入り口」に設置する。
- 不特定多数が接触する箇所(テーブル・椅子・階段手摺・ロッカーノブ・貴重品ボックス等)は、定期的に消毒作業を実施する。(※3)
- 便器清掃は、定時巡回清掃を実施。(便器内については通常清掃で可)
- ロビー等のパブリックスペース
 - ・「人と人が触れ合わない距離での間隔」が出来るように設置する。
 - ・常時換気を行う。(※1)
 - ・テーブル・椅子等、不特定多数が接触する箇所は業態を踏まえた適度な頻度で消毒する。
- ゴミの廃棄
 - ・鼻水、唾液等が付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
 - ・回収作業従事者は、マスクを着用する。
 - ・作業終了後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。 ・ゴミの回収は、定期的実施する。

3. 浴室・脱衣室を使用する場合、実行すべき事項

- 浴室・浴槽・脱衣室における「人と人が触れ合わない距離での間隔」の確保を促す。
- 脱衣室・浴室の定期的な換気を実施する。(※1)
- 脱衣籠(脱衣棚)等の備品は、業態を踏まえた適度な頻度で消毒する。

4. レストランを営業する場合、実行すべき事項(直近の感染状況から、特に注意が必要)

- テーブル・椅子を減少し、「人と人が触れ合わない距離での間隔(飲食時は1m)」を確保する。
- 常時換気のために適切な空調設備を活用する。(※1)
- テーブル・椅子・調味料等の容器・メニュー等の手の触れる箇所は業態を踏まえた適度な頻度で消毒を実施する。

5. 乗用カート

- 乗用カートの消毒は、使用後に実施する。

6. その他の事項

- 「スコアカードホルダー」は、使用後に清拭消毒する。
- 「レンタルクラブ」、「レンタルシューズ」は、使用後に消毒を実施する。

【注記】

- ※1 換気徹底による密閉回避・保温
 - ・適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気の徹底
(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上)
 - 換気に加えて、CO2測定装置の設定(室内の複数個所に測定し、換気が不十分となりやすい場所)と常時モニター(1,000ppm以下)の活用を検討。
- ※3 消毒方法については、例えば厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。

プレーヤーに協力を要請する「新型コロナウイルス感染防止対策」

【目的】

- ◆ ゴルフ場における「新型コロナウイルス感染症対策」の成功は、ゴルフプレーヤーの感染拡大防止に向けた理解と協力が必要不可欠。
- ◆ 「新型コロナウイルス感染症」の予防措置として、ゴルフプレーヤーの方々にも従来と違うサービスの提供と成らざるを得ないことを理解して頂く。

【具体的施策チェックリスト】

1. 入場制限事項の明確化と告知

- 「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大を防止するために、しばらくの間、以下の点を遵守の上、ご来場頂くようホームページ等で事前告知を実施する。入場時に検温を実施する。

【謝絶事由】

発熱等の風邪の症状がある方、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方、咳、痰、胸部不快感のある方、臭覚・味覚に異常があると感じている方は、プレーの自粛をお願いするケースがある。新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合や同居のご家族や身近な知人に「新型コロナウイルス感染症」の感染が疑われる方がいる場合は入場をお控えいただくケースがある。

2. 入場後の依頼事項

- ゴルフ場入場時、昼食時、プレー終了後は、「手洗い・手指消毒」を徹底するよう依頼する。
- 「ロッカールーム」では、「人と人が触れ合わない距離での間隔」を確保するよう努める。
- 発熱等の風邪症状がプレー中に生じた方は、プレーの中断を依頼するケースがあることを事前告知しておく。（不安の方はお申し出により、非接触型の体温計により検温を実施する。）
- 複数人でのプレーの場合、「人と人が触れ合わない距離での間隔」を常にとる。

3. 「新型コロナウイルス感染症」対策として従業員の接遇について

- 従業員は、「人と人が触れ合わない距離での間隔」を確保の上、業務を遂行させて頂くことを事前告知しておく。
- キャディーは、「人と人が触れ合わない距離での間隔」を確保の上、サービスをさせて頂くことを事前告知しておく。